

仕 様 書

件 名	福島宿舎等浴室折戸取替	作 成 者	国分駐屯地業務隊 厚生科 2等陸尉 高田 善人
		作 成 日	令和 8年 月 日

1 場 所

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4-30 福島宿舎3、4号棟
 鹿児島県霧島市国分広瀬2丁目30-30 広瀬宿舎

2 概 要

福島宿舎3号棟30枚、4号棟30枚の浴室折戸取替を実施する。

3 一般事項

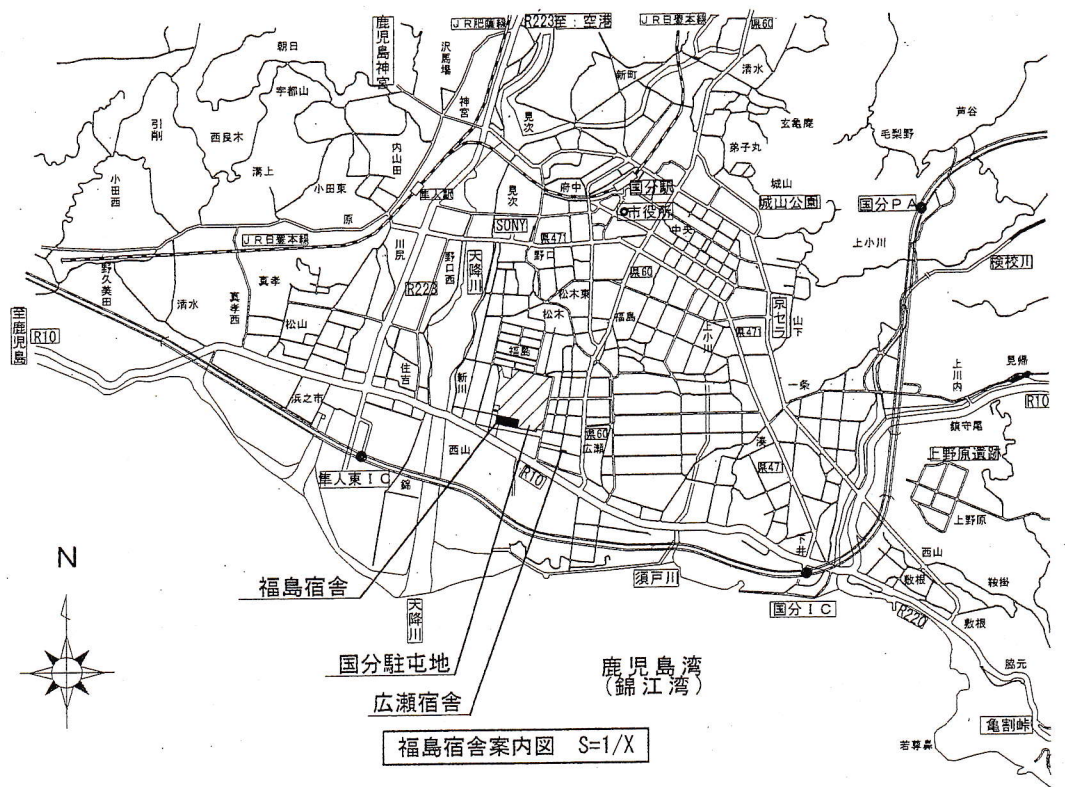
- (1) 本件に際し、疑義を生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
- (2) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は請負業者の責任において原形復旧するものとする。
- (3) 写真は作業前、作業中、作業後、その他係官から指示された箇所を撮影し、工事用アルバム等に整理し係官へ提出するものとする。
- (4) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等発生した場合は請負業者の責任において処置するとともに、速やかに係官に報告するものとする。
- (5) 本件に際し、使用する水、電気は請負業者が負担するものとする。
- (6) 本件に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (7) 作業終了時、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (8) 本件で発生する発生材については、請負業者側の責任において処分し、産業廃棄物処理票（E票）の写しを提出すること。
- (9) 本件で使用する材料は全て新品とし、係官の検査を受け合格後使用するものとする。

4 特記事項

- (1) 取替を実施する建具は下表のとおりとする。

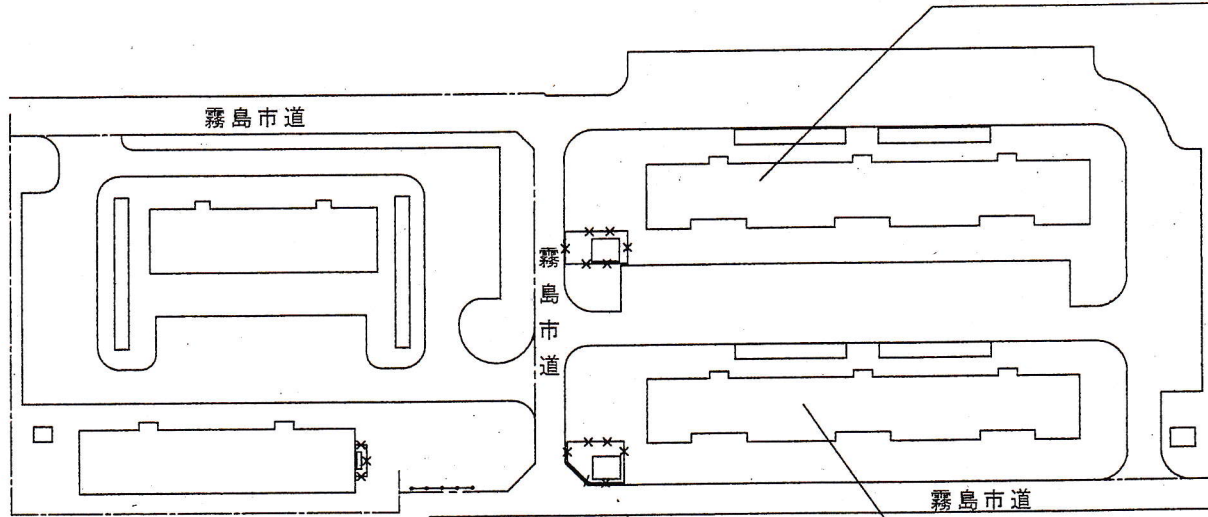
取替建具一覧				
宿舎名	建具名称	既設規格	新設規格	数 量
3号棟	浴室折戸	INAX BL1116型	LIXIL リシェント または同等以上のもの	30台
4号棟				30台
広瀬宿舎				20台

- (2) 作業完了後、係官立会いのもと動作確認を実施し、異常がないことを確認する。



福島宿舎案内図 S=1/X

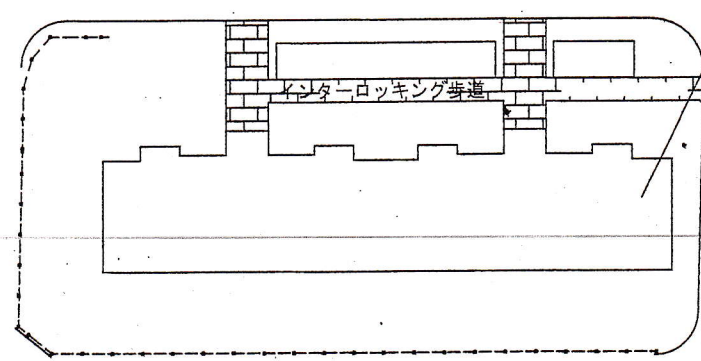
施工箇所：4号棟30台



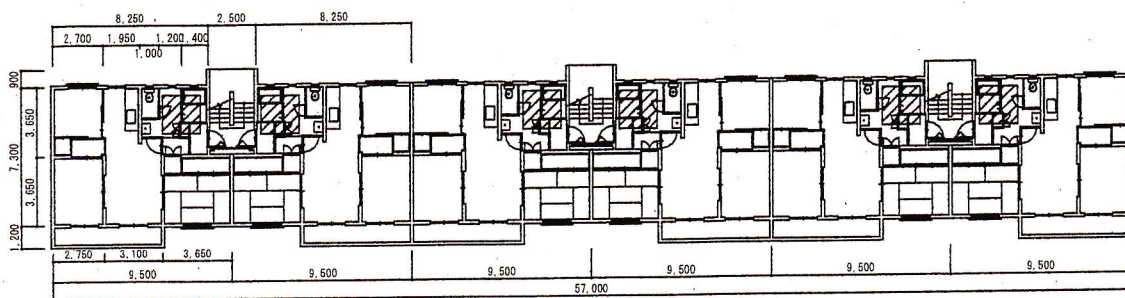
福島宿舎配置図 S=1/1,000

施工箇所：3号棟30台

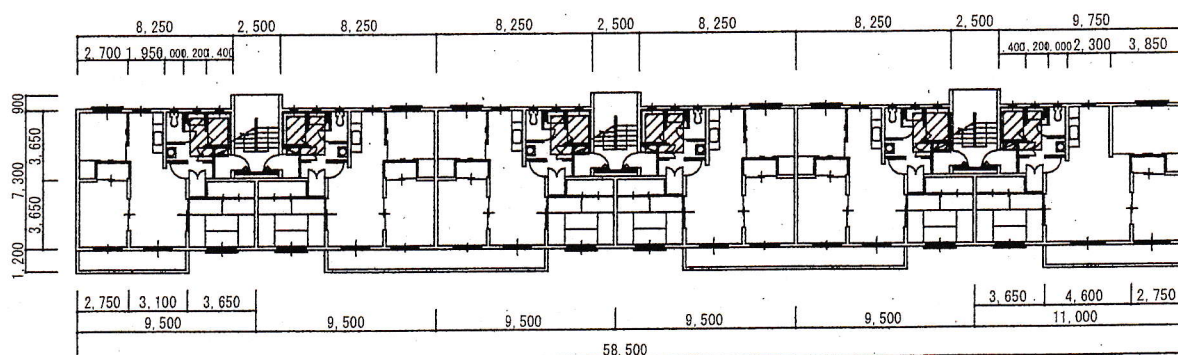
施工箇所：20箇所



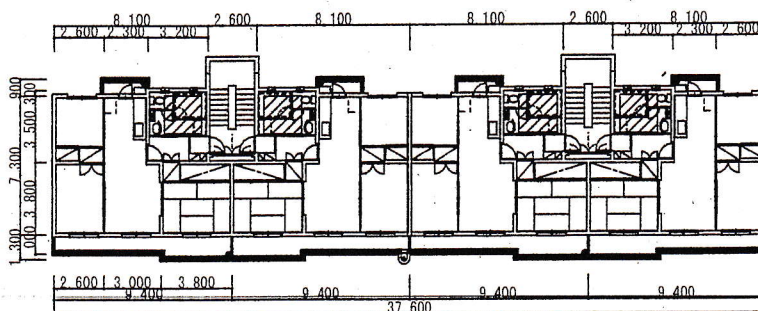
広瀬宿舎配置図 S=1/500



福島宿舎 3号棟 1階～5階平面標準図 S=1/400 ▨ 施工箇所を示す



福島宿舎 4号棟 1階～5階平面標準図 S=1/400 ▨ 施工箇所を示す



広瀬宿舎 1階～5階平面標準図 S=1/400 ▨ 施工箇所を示す